

平成26年 8月12日

大阪府南河内府税事務所
所長 辻野善巳様

自治労大阪府職員労働組合
税務支部南河内
分会長 石田



職場環境整備等の要求書

南河内府税事務所に勤務する職員が、健康で安心して働ける職場作りのため、下記のとおり要求する。

記

1. 労使慣行に関すること
労使慣行を遵守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。
2. 庁舎等の環境・設備の整備に関すること
職員の健康管理の観点から、窓・グライント等の点検を行い不具合への対応を行うこと。
3. 職員の健康管理に関すること
 - ① 職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運転を行うこと。また、機器の点検を行い、故障等への対応については迅速に行うこと。
 - ② 安全衛生委員会の、さらなる機能強化を推進すること。
特に、健康診断等で「要観察」となっている職員には常時気を配り、職場での健康管理には気をつけること。
 - ③ O A化に対応した作業環境の実現をめざすこと。特に、実現が遅れているO A作業対応機の配置を行うこと。
 - ④ 公用車については運行に支障のないよう、引き続き点検・整備に努めること。